



製薬放射線コンファレンス会則

製薬放射線コンファレンス
(Pharmaceutical Radiation Conference)

(名称)

第1条 本会は、製薬放射線コンファレンス（英語表記：Pharmaceutical Radiation Conference、略記：PRC）と称する。

(目的)

第2条 本会は、製薬・農薬・試薬などの開発及び研究における放射線及び放射性同位元素（以下、「放射線等」という）を用いた応用技術の活用、普及及び啓発を図るとともに、放射線等の安全確保及び管理資質の向上に資することに努め、以って科学技術の発展と社会の安寧に寄与し、国家の繁栄と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 講演会、研修会等の開催。
- (2) 教育・訓練のための講師斡旋・派遣。
- (3) PRCホームページなどの開設と電子メディアを利用した情報交換ネットワークの構築及びこれらの運営。
- (4) 放射線等の安全管理に関する合理的標準化の推進。
- (5) 放射線等の応用技術を通じた企業の開発・研究活動への寄与。
- (6) 放射線等に関する内外からの相談及び支援要請への対応。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとし、世話人会の承認を受けた者とする。

- (1) 個人会員 原則として、開発・研究において放射線等の応用技術を活用あるいは放射線等の安全管理業務に従事している者。
- (2) 法人会員 原則として、製薬・農薬・試薬などの開発及び研究、又はそれらに付随する放射線等の安全管理業務等を業とする法人又は団体。
- (3) 賛助会員 本会の事業運営について、賛助を目的として入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 本会の発展に功績の大きかった者で、総会において推薦された者。

2. 法人会員は、一口につき3名までの所属者(社員等)を法人会員担当者(以下、「担当者」という)として登録することができる。
3. 会員は、退会する場合若しくは登録内容に変更を生じた場合は、その旨を本会に報告しなくてはならない。

(会員の責務及び権利)

- 第4条の2 個人会員は、総会での議決権を有するとともに、第3条に規定する事業達成のために協力しなければならない。
2. 第4条第2項で登録された法人会員の担当者は、個人会員と同等の資格及び責務を有するものとする。
 3. 名誉会員及び賛助会員は、原則として上記権利を有せず、世話人会や本会の運営に関わる議決及び事業へは直接関与しないものとする。
 4. 会員は、第3条の事業に伴って提供されるサービスを享受する権利を有する。

(世話人会)

- 第5条 本会を運営するための組織として、別に定める世話人選出規程に従い、会員の中から世話人(20名以内)を選出し世話人会を構成する。
2. 世話人の任期は2年とする。再任は妨げない。なお、世話人が任期中に退任した場合、必要に応じ世話人会が後任を会員の中から指名し委嘱する。なお、任期は前任者の任期内とする。
 3. 世話会には常設担当(会計担当、企画・広報担当、その他)を設置する。
 4. 世話人は非常勤で無報酬とする。

(世話会の職務)

- 第5条の2 世話会の職務は、以下の通りとする。
- (1) 会員を代表し、第9条第1項第(3)号及び第(4)号に規定するそれぞれの世話会において、本会の運営に関し必要な事項を提案、審議又は議決する。
 - (2) 第3条の事業執行における総理
 - (3) 関係機関および団体との渉外
 - (4) 規程、細則等の制定および改廃に係る承認
 - (5) その他、本会を円滑に運営するために必要とされる業務

(統括責任者)

- 第6条 本会の運営に係る統括責任者として、以下の役職を置く。これらは世話人より世話会において互選により決定する。
- (1) 世話人代表(以下、「代表」という)
世話会より1名を互選し、本会運営を統括する代表責任者とする。
 - (2) 世話人副代表(以下、「副代表」という)

世話人会より2名を互選し、通常の代表の職務を補佐するとともに、代表不在の総会及び会議においては、その職務を代行する。

2. 統括責任者の任期は、世話人の任期に準ずる。再任は妨げない。なお、代表が任期中に退任した場合には、副代表の何れかが、その職務を代行する。副代表が任期中に退任した場合には、必要に応じ世話人会が後任を世話人内より互選し決定する。その場合の後任者の任期は前任者の任期内とする。

(監事)

第7条 本会は、活動の執行状況及び財産の状況を監査するため、監事を置く。

2. 監事は、世話人以外の会員より2名以内を代表が指名し、委嘱する。
3. 監事の任期は、当該期世話人の任期に準ずる。
4. 監事は、毎年、監査報告書を作成し、総会に報告しなければならない。
5. 監事は、非常勤で無報酬とする。

(顧問)

第8条 本会は、運営に係る諮問先として、必要に応じ顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、代表により委嘱され、任期は代表に準ずる。
3. 顧問は、原則非常勤で無報酬とするが、必要に応じて報酬を支払う。

(総会及び会議)

第9条 本会は、次により運営の確認を行う。

(1) 総会

- ① 代表は毎年、事業年度終了後3月以内に会員を召集し、開催する。
- ② 総会は、委任状を含めた議決権を有する会員の半数以上をもって定足数とする。
- ③ 総会において、次の議事について会員の議決、承認または報告を行う。
 - ・ 会則の改廃
 - ・ 事業計画
 - ・ 事業報告
 - ・ 決算報告
 - ・ その他、会員からの求めによる事項
- ④ 総会においての議事は、委任状を含め参加者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、代表が決するところによる。

(2) 臨時総会

代表は、必要に応じて開催することができる。定足数及び議決については前号②および④に準ずる。

(3) 定期世話人会

代表は、定期世話人会を事業年度期首及び下半期期首からそれぞれ3月以内に世話人会管理運営規程にしたがって開催する。

(4) 臨時世話人会

世話人会管理運営規程にしたがい、必要に応じて開催する。

2. 代表は、前項第(1)号及び第(2)号について、開催日の1ヶ月前までに会員へ開催通知を行う。

(専門委員会)

第10条 本会は専門の知識を要する事項を審議・検討するために、専門委員会(Working Group)をおくことができる。

2. 専門委員会の長(以下、「WG長」という)は代表によって委嘱される。
3. 専門委員は、会員によって構成される。
4. 専門委員会は、審議・検討終了後、報告書を本会に提出し解散する。
5. 報告書の内容については総会に報告する。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 事業の運営は、会費、寄付及びその他の収入を以って充てる。
3. 予算及び決算は、会計規程に定められた基準に基づいて行う。

(事務局)

第12条 本会は、運営業務を円滑に推進するために、事務局を設置する。

2. 事務局員は、世話人会によって会員(世話人を含む)の中より3名以内を指名し、世話人代表が委嘱する。
3. 代表は事務局を統括させるため、事務局員の中から事務局長を指名する。
4. 事務局員は、非常勤で無報酬とする。

(賞罰)

第13条 本会は、本会に貢献及び利益をもたらした者に対し、世話人会の承認により総会で表彰する。

2. 本会は、本会に対して不利益をもたらした者に対し、世話人会の承認により退会を命じることができる。

(疑義及び改廃)

第14条 本会則に疑義又は定めのない事項が発生した場合には、代表は世話人会への諮問等により解決を図り、結果については総会で承認を得るものとする。

2. この会則の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附則

削除

2. 本会則は、平成11年8月制定し、施行する。



附則

本会則は、平成15年11月12日一部を改定し、同日施行する。

附則

本会則は、平成21年9月17日一部を改定し、平成21年10月1日施行する。

附則

本会則は、平成22年6月10日一部を改定し、平成22年7月1日施行する。

附則

本会則は、平成24年6月28日一部を改定し、同日施行する。

平成11年08月	制定
平成15年11月12日	改定
平成21年09月17日	改定
平成22年06月10日	改定
平成24年06月28日	改定